

## 安全④

## 水道施設の保安対策の強化

水道施設への侵入者による水道水の汚染を防ぐために、水道施設の保安強化に取り組んでいます。水道施設のフェンスや門扉の改修や浄水場の施設の覆蓋化を行うとともに、監視カメラや侵入者検知器などの保安設備の整備を行います。

## ◆監視カメラ及び侵入者検知器の設置

- ・浄水場及び主要配水池 平成28年度

## ◆浄水施設の覆蓋化

## ○覆蓋化実施予定の浄水場

- ・新瀬田浄水場 平成37～38年度
- ・真野浄水場 平成39～40年度

## ○覆蓋化実施済みの浄水場

- ・比良浄水場  
平成22年度に覆蓋化実施済み
- ・八屋戸浄水場  
平成22年度に覆蓋化実施済み

## ◆職員及び委託業者による日常点検



浄水施設の覆蓋化（八屋戸浄水場）

## 安全⑤ 水質を維持するための水道管の洗浄作業

布設後、長期間が経過し、古くなった水道管は、内面に鉄さびが付着し、にごり水が発生することがあるため、更新するまでの間、定期的に水道管の洗浄作業を行っています。消火栓や排泥管※7から放水作業を行うことで、管内面に付着した鉄さびを強制的に排出し、にごり水の発生を予防します。本作業は、にごり水の発生履歴をもとに、にごり水が発生しやすい水道管及び地区を対象に計画的に行っています。

また、洗浄作業は、にごり水の未然防止の目的以外にも実施しており、お客様への影響を少なくするため、夜間にも行っています。

### ◆水道管の洗浄作業の実施

- ・にごり水の未然防止のための洗浄作業
- ・水道工事に伴う新設管の洗浄作業
- ・配水ブロック構築に伴う洗浄作業（P70「強靱⑥ 配水ブロックの構築」参照）



水道管の洗浄作業（昼間作業）



水道管の洗浄作業（夜間作業）

※7 排泥管 水道管の布設時における夾雑物の排出や事故等により管内に発生したにごり水を排出するための設備であり、ドレン管ともいう。

## 安全⑥ 水道未普及地域の解消

良質な飲用水を供給できるよう、山間部などの水道未普及地域の解消に取り組みます。志賀地域には水道未普及地域が残っていることから、水道事業者として可能な施設整備を検討し、水道未普及地域の解消に取り組みます。

なお、水道未普及地域の解消事業は、「大津市水道事業 工事負担金に関する要綱及び取扱基準」に基づき、水道未普及地域の方々から給水申請を受けて、申請者から一定の費用負担をいただきながら進める事業です。水道事業者として公平性に留意しながら、解消事業に取り組みます。

## 水道未普及地域解消事業で整備した水道施設



南小松加压施設



南小松配水池及び小松の森加压施設

## 施策方針Ⅱ 給水装置の水質確保

本市では、おいしく飲める水道水を供給するために鉛製給水管の更新、貯水槽水道設置者への指導、直結給水方式の拡大を実施してきました。

今後もさらなる「給水装置の水質確保」に向けて、以下の施策を実施します。

### 安全⑦ 鉛製給水管の更新

給水管から鉛が溶出することによる健康被害への不安を解消するとともに、漏水を防止するため、鉛製給水管の更新を計画的に行います。

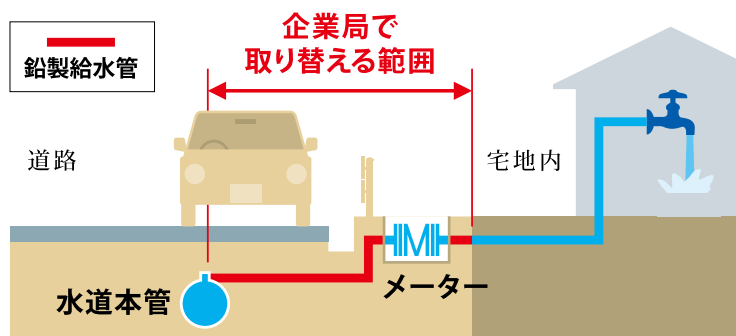
平成26年度に実施した調査により、鉛製給水管残存戸数を見直しました。今後、平成28年度から平成33年度までの期間で鉛製給水管が一定規模で残存する中小規模団地の給水管布設替工事を計画的に行います。

鉛製給水管の解消は、計画的な布設替工事のほかに漏水修繕工事やお客様の申し込みによる給水装置の新設及び改良工事等にあわせて行うことにより、効率的に取り組みます。

平成34年度以降については、市内各地に点在する鉛製給水管が対象となり、効率性の低下が想定されますが、平成43年度の鉛製給水管の全戸解消を目指し、布設替えに計画的に取り組みます。

◆中小規模団地の鉛製給水管の布設替え 平成28～33年度

◆市内に点在する鉛製給水管の布設替え 平成34～43年度



目標項目	平成26年度末 実績	平成32年度 目標 (前期)	平成36年度 目標 (中期)	平成40年度 目標 (後期)	平成43年度 目標
鉛製給水管残存戸数 (戸)	11,087	6,600	3,800	1,300	0
鉛製給水管率 (%) (PI 1117)	8.1	4.8	2.8	0.9	0

安全⑧ 給水装置、貯水槽水道の管理強化

給水装置と貯水槽水道を適正に管理していただくため、引き続き、設置者や管理者に指導、助言及び勧告を行います。

◆給水装置事故防止のための施工業者への指導

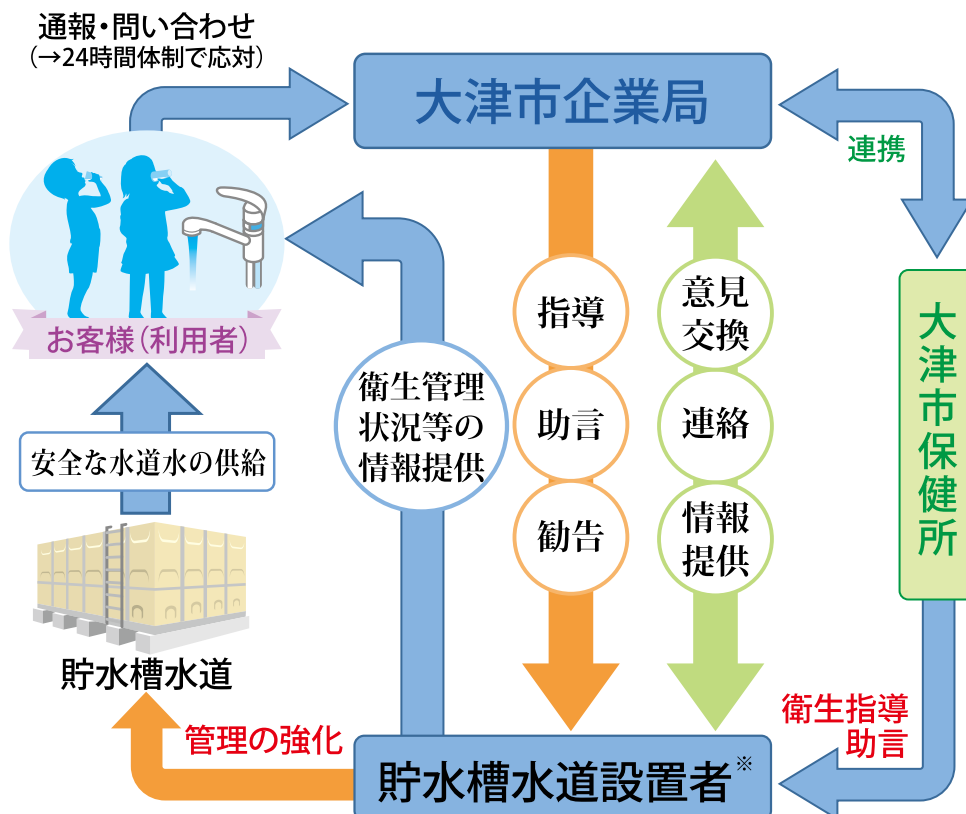
給水装置の水質汚染事故を防止するために、逆止弁の設置や水道以外の配管との誤接続（クロスコネクション）の防止について、引き続き給水装置工事の施工業者に指導等を行います。

また、工事完了時の検査の強化に努めます。

◆貯水槽水道の管理強化

貯水槽水道利用者へ、安全でおいしい水道をお届けするために、衛生行政を担う大津市保健所と連携し、貯水槽水道設置者や管理者に対して、点検、清掃、検査及び異常時の対応などについて、指導、助言及び勧告を行います。

貯水槽水道の管理強化



※貯水槽水道設置者とは、貯水槽水道の所有者のことであり、一般的には、集合住宅の所有者もしくは管理組合等が当該設置者となります。



## 安全⑨ 直結給水方式の拡大

水道水を劣化させることなくお客様にお届けできるように、引き続き直結給水方式の拡大を推進し、良好な水質の確保に努めます。

中高層建物が比較的多いJR瀬田駅及びJR大津駅周辺地区について、5階建てまでは直結直圧給水方式が、10階建てまでは直結増圧給水方式が可能となるように、当該地区において水圧を高めるための整備を進めます。

JR瀬田駅周辺地区における整備は、関連事業である配水ブロック整備事業にあわせて実施します。JR大津駅周辺地区における整備は、関連事業である大津駅西第一土地区画整理事業の進捗にあわせて実施します。

### ◆大津駅西第一土地区画整理事業に伴う配水管整備（P69「強靱⑤ 送配水施設の効率的な整備」参照）

- ・配水管 φ300mm L=250m 平成28～31年度

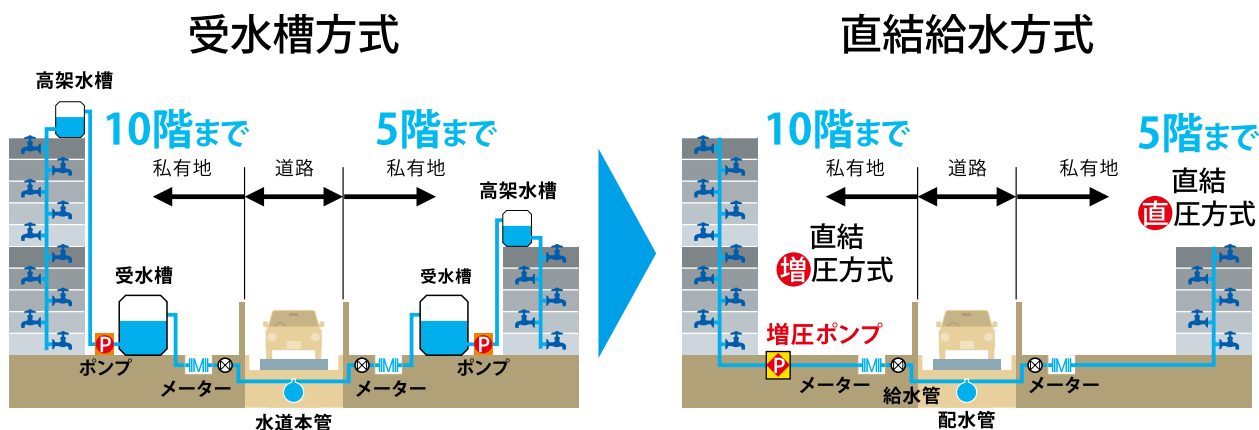
### ◆瀬田地区における配水管整備と配水ブロックの構築（P69「強靱⑤ 送配水施設の効率的な整備」、P70「強靱⑥ 配水ブロックの構築」参照）

- ・配水管 φ500mm L=3,440m 平成28～34年度
- ・瀬田地区における配水ブロックの構築 平成28～34年度

### ◆直結給水方式の拡大に関連する取り組みの調査・研究

直結給水方式の拡大に伴う取り組みについて、先進都市の事例調査等を行い、管路計画や維持管理に及ぼす影響等を調査研究します。

給水方式のイメージ図



※増圧ポンプの設置、受水槽及び高架水槽の撤去などの給水装置の工事費用は、お客様の負担となります。